

JAL被解雇者労働組合（JAL 争議団）

info@jhu-wing.main.jp<https://jhu-wing.main.jp/>

11/28 JAL 事件 都労委調査報告（新しい申立て事件）

優先雇用事件は「あっせん」に

優先雇用をしていないのは、不当労働行為意思によるもの

「安全報告書」により、解雇が労働組合嫌悪の不当労働行為以外の何物でもないことが明らかになりました。さらに JAL は解雇後においても大量の新規採用をしながら国際労働基準である整理解雇者の優先雇用を拒否し続けています。これは不当労働行為意思が解雇時のみならず、現在まで継続していることの証左であるとして、JHU は 10 月 13 日に、JHU 組合員に対する不利益扱い（労組法 7 条 1 号）と同時に JHU に対する支配介入（労組法 7 条 3 項）に該当するとして新たな救済申立てを行いました。請求する救済の内容は「JHU 組合員を優先雇用されるものとして取扱え」というものです。

この新たな申立「優先雇用事件」に関わる都労委調査が 11 月 28 日に行われました。

JAL 事件は ① 団交拒否、② 不誠実交渉、③ 組合間差別、④ 優先雇用事件の 4 件となります。今回の調査で ④ 優先雇用事件については「あっせん」に移行することになり、その他の 3 事件については予定通り 12 月末に証人審問が行なわれることになりました。

今後、解雇事件全体の進め方については、12 月の団体交渉や「あっせん」の状況を踏まえて検討されていくことになりました。私達は都労委の場での全面解決をめざします。

JAL 事件の今後の予定

① 団交拒否、② 不誠実交渉、③ 組合間差別の 3 事件

★証人審問

・12 月 18 日（月）13:00~17:00	山口委員長	（主尋問 50 分/反対尋問 50 分）
	山崎書記長	（主尋問 70 分/反対尋問 70 分）
・12 月 26 日（火）13:00~16:00	飯塚部長	（主尋問 60 分/反対尋問 60 分）
	伊藤マネージャー	（主尋問 30 分/反対尋問 30 分）

④ 優先雇用事件

★「あっせん」第 1 回目 2024 年 1 月 18 日（木）10:00~



証人審問の際には、皆様の傍聴をお願い致します